## 信報ステーション



## 2013 JAN by T's office

## 復興特別所得税の源泉徴収について

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。これにより、所得税の徴収義務者(法人や個人の事業主等)は、平成25年1月1日から平成49年12月31日(25年間)までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し国に納付することとされました。

- ① 源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の <u>2.1%</u>とされています。本来の所得税と併せて徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付して下さい。
- ② 毎月の給与や賞与については、平成 25 年分源泉徴収税額表 (昨年末に税務署から送られてきた新しい税額表)に基づき徴収して下さい。古い税額表は使用しないで下さい。
- ③ 税理士、弁護士、司法書士、建築士等源泉徴収の対象となる支払金額等に対しては、次のとおり計算した金額を徴収して下さい。

源泉徴収すべき税額=支払金額等×所得税率×102.1%

通常所得税率 10%の場合は、支払金額×10.21%となります。

例えば、毎月、税理士に顧問料を35,000円(税抜き)払っている場合は、

源泉徴収すべき税額=35,000 円×10.21%=3,573 円 (円未満の端数は切り捨て) となります。実際に払う金額は、35,000 円×1.05 (消費税5%) -3,573 円=33,177

円となりますのでご注意下さい。詳しくは担当者までお尋ね下さい!

## 顧客第一主義の会計事務所

http:/takeichi-zei.com/ 発行: 竹市会計事務所 2013.1.7